常勤理事報酬規程

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

平成 8年12月10日制定

平成19年12月27日改正

平成21年 3月24日改正

平成21年12月10日改正

平成22年 2月 5日改正

平成22年 3月26日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「当協会」という。)「役員区分に基づく報酬等基準」(平成21年3月24日制定)第2条(役員区分)第3項に規定する当協会事務局に常勤して業務執行する「常勤理事」の報酬に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(年俸制)

第2条 常勤理事の報酬は年俸制とし、その支給額・支給方法などは、別掲「常 勤理事報酬の支給額・支給方法」に拠ることとする。

(報酬の支給方法)

第3条 常勤理事の報酬は、法令等に基づき報酬から控除すべきものの金額を 控除し、その残高を口座振込等の方法により支給する。

(報酬の支給日)

第4条 報酬の支給日は、毎月20日(その日が休日に当たるときは、その日 の前においてその日に最も近い休日でない日)とする。

(通勤手当)

- 第5条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し、その運賃を負担すること を常とする常勤理事に対し支給する。
- 2 通勤手当の算出は、運賃、時間、距離、期間等の実情に照らし、最も経済 的、かつ合理的と認められる通常の勤務経路及び方法によるものとする。

(端数の処理)

第6条 報酬の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り上げるものとする。

(退職手当)

- 第7条 常勤理事の退職時には、退職手当を支給できる。
- 2 退職手当の取り扱いは、別に定める「役員退職手当支給規程」(平成12 年3月28日制定)に拠ることとする。

(「役員区分に基づく報酬等基準」との関連)

第8条 本規程は、第1条に掲げる「役員区分に基づく報酬等基準」の関連規程として位置づけるものとする。

(改廃)

第9条 この常勤理事報酬規程の改廃は、別に定める「諸規程管理規則」(平

成21年3月24日制定)の定めるところに拠る。

付 則

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年12月27日から施行する。 (文言整理を目的とした一部改正、内容に実質的な変更はない。)

付 則

- 1 この規程は、平成21年3月24日から施行する。
- 2 今回の改正は、平成21年3月24日付で「諸規程管理規則」及び「役員 区分に基づく報酬等基準」が制定されたことに伴って行うもので、従来の「役 員給与規則」の名称を「常勤理事報酬規程」に変更するとともに、第8条(出 向者の取扱い)を新たに追加し、外部から出向の身分で常勤理事に就いてい る者の報酬等の取扱を規定した。

付 則

- 1 この規程は、平成21年12月10日から施行する。
- 2 今回の改正で、出向者に関する取り扱いに関する規定を削除した。

付 則

- 1 この規程は、平成22年2月5日から施行する。
- 2 今回の改正で、別に定める「役員退職手当支給規程」(平成12年3月2 8日制定)との関連を明記した。

付 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 < 別掲 > 常勤理事報酬の支給額・支給方法に定める専務理事、常務理事、 理事・事務局長の年俸を減額改定した。

常勤理事報酬の支給額・支給方法

- 1.常勤理事の報酬(年俸)の上限は、次の表に定める役職毎の金額とし、個々の報酬額は理事会で決定する。
- 2.常勤理事の毎月の報酬支給額(以下「月俸」という)は年俸の1/18とし、職員の特別給与金(「職員給与規程」の運用に関する内規第7条)の支給月である6月、12月に、それぞれ月俸とは別に、月俸の2.7ヶ月相当額、同3.3ヶ月相当額を、特別給与金の名称で支給する。

単位:万円

	報酬	
	年俸	月俸
専務理事	1,620	90
常務理事	1,440	80
理事・事務局長	1,350	75
理事	1,260	70